

夏目漱石の翻案映画研究 : 家族関係を中心に

著者	張 曉敏
発行年	2019
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2018
報告番号	12102甲第8911号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00157019

氏名	張 曉敏
学位の種類	博士（人文科学）
学位記番号	博 甲 第 8 9 1 1 号
学位授与年月日	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	夏目漱石の翻案映画研究—家族関係を中心に—

主査	筑波大学 教授	Ph.D. (文学)	今 泉 容 子
副査	筑波大学 教授	博士 (宗教学)	津 城 寛 文
副査	筑波大学 准教授	博士 (学術)	平 石 典 子
副査	筑波大学 教授	博士 (文学)	徳 丸 亜 木

論 文 の 要 旨

本論文の目的は、夏目漱石の小説を原作とした翻案映画のうち、二回以上映画化された映画作品を選び出し、それらの映画のなかに描かれた家族像を考察することである。とくに、映画制作年によって異なる表現が与えられる家族像に着眼し、映画どうしを比較することによって家族像の変化を明らかにしようとする。

考察する映画は、『吾輩は猫である』、『坊ちゃん』、『虞美人草』、『こころ』の翻案映画である。『三四郎』や『それから』は映画化作品があるにはあるが、それぞれ一作品ずつしか存在していないため、映画どうしの比較ができないため、研究対象には入れられていない。考察する四つの映画グループに、一章ずつを割り当てて考察していくため、論文全体の構成は以下のとおりとなる。

第一章 『吾輩は猫である』—不和の漂う夫婦関係の物語

第二章 『坊ちゃん』—家族関係の回復の物語

第三章 『虞美人草』—分離している家族の物語

第四章 『こころ』—死によって変えられた家族関係の物語

これら四つの章に分けたうえで、それぞれの章において複数の映画の比較研究論が展開される。

第一章で取り上げられる『吾輩は猫である』は、二回映画化されている。制作年は 1936 年と 1975 年という四十年も離れた時期なので、制作当時の社会における夫婦関係に関する考えの違いが、ふたつの映画のなかに見られる。最初の映画では、妻は夫より弱い立場におかれていることが明白な映像が指摘されている。つまり、夫が前景に大きなサイズで撮られるのにたいして、妻は後継に小さなサイズで撮られるのである。1975 年の映画になると、夫も妻も同等に映像化されているが、存在する空

間が異なり、別々の空間で自分のやりたいことをするようすが、クロス編集で交互に編集されていく。個人の空間をもつ夫婦であり、互いの交流がないことが示される。この章では、二作品だけの比較考察であるが、夫婦関係が異なっていることが映画からのフレームを引用することによって明示され、それが時代の家族法の影響によることが述べられていく。

第二章では『坊ちゃん』が取り上げられるが、この映画化作品は六作品も存在し、そのうち現在入手可能な五作品が考察される。1935年、1953年、1966年、1977年、2016年と定期的に映画化されてきた作品間の違いは大きく、その違いが日本社会の男女観の変遷の影響を受けていることも考察される。『坊ちゃん』における家族関係として本論文が設定しているのは、坊ちゃんと清の関係である。厳密には、坊ちゃんと清は血縁関係にはないが、本論文は清を女中であると同時に母あるいは祖母と位置づけている。1935年版では清は坊ちゃんと調和したシンメトリの構図におかれているが、1953年版になると主人と女中という上下関係が強調されるようになり、旧家族意識の残存が考察されていく。ところが1966年版では、清の存在自体が映画から抹消されてしまい、過去の日本を象徴する清の存在が消されたことを意味する。1977年版と2016年版では清は映画のなかに復活するが、前者では清は坊ちゃんとシンメトリになりそうでズレが見られ、後者では清は坊ちゃんに愛を捧げながらも厳しく自分の価値観を押しつける存在になっている。こうして映画の制作時期による坊ちゃんと清の関係の変化が明らかになる。

第三章では『虞美人草』が研究対象とされ、母と娘の力関係が考察される。1935年版では母が父の代わりに家長の役割を果たし、娘との力関係において優位な立場をとっていたが、1941年版になると母より娘のほうが強い支配力をもつようになる、という考察が述べられる。しかし、この二つの映画作品は制作された時期が近いこともあり、家族像をめぐる明瞭な差は母か娘か、いずれが優位かという程度の差にとどまっている。

第四章は『こころ』を取り上げて、1955年、1973年、2012年に制作された三つの映画を比較する。1955年版では、結婚後の先生と妻の関係に重点がおかれ、二人が対立関係にあること、また妻は外的な世界を向いているのにたいして、夫は目を閉じて内的な世界へ向かっていることが示される。1973年版では結婚前の妻（お嬢さん）に重点がおかれ、彼女が三角関係ではあっても、先生とKとの両方に対して同じく拠りどころとして存在していることが示される。2012年版では妻の母親に重点がおかれ、彼女が先生に対して強い影響力をもつことが示される。そうした映画どうしの相違が明らかになり、制作の年代によって、どの人物に重点がおかれるかが異なることも明らかになった。

このように本論文は、映画の詳細な分析に主眼をおき、さらに映画どうしの比較から浮き彫りになる相違点が、映画の制作当時の家族観や男女観の影響を受けたものであることが明らかになった。

審 査 の 要 旨

1 批評

本論文は夏目漱石の翻案映画の研究であり、とくに映画に描かれた家族像の特徴を明らかにして、異なる時期に制作された映画どうしの家族像を比較考察している。

本論文のアプローチは、映画の基本的ルール（「映画の文法」）を駆使して、映画にショット分析をほどこしながら、ひとつひとつの映画の特徴を突き止めるというものである。登場人物の台詞が重要なのはいうまでもないが、台詞だけからは読み取れない人物表象や文化表象を、カメラワークや構図や小道具といった映画独自の要素から読み取ろうとしている。たいへん優れたショット分析が展開されており、人物どうしの位置関係や、人物のショットサイズや、人物がおかれた構図を読み取る

ことで、家族関係がどのようなものであるかを読み解く方法は、着実であり説得力がある。

数多くの映画を分析し、また原作を把握することによって文学と映画の比較論も限定的に展開している本論文は、とくに第二章に重点がおかれている。第二章が取り上げる『坊ちゃん』は、映画化された作品の数が多いことから、映画どうしの比較から浮上してくる家族像の相違を多面的に論じることができるからであり、必然的に重点がおかれても不思議はないであろう。

とくに、もっとも映画化作品数の多い『坊ちゃん』の考察において、清の人物像をめぐって先行研究を取り入れながら、本論文独自の清の人物造形の意義と役割を明らかにしている点は、緻密なショット分析力が十二分に発揮されていることを裏づける証拠になろう。『坊ちゃん』の五つの映画作品には、八十年という制作の時間的開きがある。その八十年のあいだに、清の人物像がどのような変化を辿ってきたか、またその変化は日本社会における何の変化を象徴するのか、といった問題設定が適切であり、それらの問題がひとつずつ解明されていく。映画のショット分析が成功した例であり、また展開されている議論に説得力があり、高い評価が与えられうる『坊ちゃん』映画論である。

本論文は力作である。しかし、問題がないわけではない。第二章以外の章は、比較する作品論の数が少ないこともあり、本論文が目指す「映画どうしの比較」という目的を達成するには、素材の不足を感じさせる。「比較」のためには、十分な比較材料が準備されなければならない。はたして「映画どうしの比較」を主眼にする必要があっただろうか。夏目漱石の翻案映画として重要な位置を占める森田芳光監督の『それから』は、映画作品がひとつしかないという理由で研究対象から外されてしまったが、もういちど基本にもどってテーマ設定を熟考する必要があるだろう。

また、本論文は「家族像」をテーマとして設定しているが、もっとも力を入れて考察されている『坊ちゃん』の清は、本来の「家族」の定義からは外れる。清は主人公の母でもなければ、祖母でもない。それを「家族」と呼ぶことには、無理があろう。その無理をとおすために、弁解に紙面が割かれる。各映画においてじっさいに分析されているのは、「家族像」というよりも「女性像」である。映画においてどのような女性像が作りあげられているか、という分析が本論文で展開されている。つまり、女性が男性にとってどういう関係を持ち、どのような位置におかれているか、という点に、本論文は大きな関心を見出しているのである。

そうしたテーマ設定をめぐる再考の余地はあるにしても、映画の視覚的要素に着眼し、映画の文法に基づいた斬新な分析手法を駆使して独創的な解釈を展開した本論文の成果は、極めて優れたものであると判断される。

2 最終試験

平成31年1月29日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（人文科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。